二～十九　（略）
（削る）
二十　（略）
（両立支援等助成金）
第百十六条　（略）
2・3　（略）
4　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。
一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主
イ　その雇用する被保険者について、介護支援計画（事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は当該被保険者に係る就業と介護との両立に資する制度を利用することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした日数を合算した日数が十四日以上であるもの
ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の就業と介護との両立に資する制度を利用した日数を合算した日数が四十二日以上であるもの
二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号イに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）
(2)　(1)に該当する被保険者について、(1)の規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、当該被保険者を介護休業の終了後三箇月以上継続して雇用したもの　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）
ロ　前号ロに該当する中小企業事業主　被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）
（削る）

二～十九　（略）
二十　事業主に対して、生涯現役起業支援助成金を支給すること。
二十一　（略）
（両立支援等助成金）
第百十六条　（略）
2・3　（略）
4　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。
一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主
イ　その雇用する被保険者について、介護支援計画（介護休業をする被保険者の介護休業の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用する被保険者の当該制度の利用の開始前に、当該被保険者に係る仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした日数を合算した日数が十四日以上又は介護休業をした期間が二週間以上であるもの
ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用した期間が六週間以上又は当該制度を利用した日数を合算した日数が四十二日以上であるもの
二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号イに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）（中小企業事業主にあつては、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円））
(2)　前号イに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）（中小企業事業主にあつては、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円））
ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ロに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円））